

(その他) セミナー内でお答えしきれなかった多く頂いた質問への回答

Q.休職して会社掛金0円になったときにマッチング拠出できるか

**A.各月拠出の規約において事業主掛金が0円のときに、マッチング拠出は
できません**

「確定拠出年金の企業型年金加入者掛金額の制限撤廃に係る 事務の取扱いに関する参考資料」の最終ページ「企業型確定拠出年金の加入者掛金額の上限撤廃に関する Q&A 」に解説があります。 <https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001618521.pdf>

**Q.限度額引きあがったとき 給与内枠の額引き上げなければいけない
のですか？**

A.制度設計の変更は労使で協議して決定いただくものになります。

Q. 法改正に伴う運営管理機関以外のセカンドオピニオンはありませんか？

A.企業年金連合会が候補のひとつになると思います。

企業年金連合会では コンサルティング室があり会員向に制度運営の相談を受けています。会員支援サービスの詳細、トライアル利用については下記からご確認ください。 <https://www.pfa.or.jp/kanyu/trial/index.html>